

入管法「改正」法案強行採決に抗議する声明

2023年6月17日

子どもと法・21

表記につき 2023 年 6 月 9 日、参議院本会議で多くの疑問と反対のなか強行採決された。わたしたちはこれに抗議する。

そもそも保護をするための難民法と、外国籍者の出入国の管理を目的とする出入国管理法は目的が異なるもので、本来、別の法律として別の部署が担当すべきである。しかし「改正」法案はこれが一緒になったまま「難民申請が 3 回以上になった場合に原則、強制送還できる」規定が「改正」の柱とされて審議された。そのため、国会での審議が「難民問題」「その申請回数」に集約されてしまい、他の問題に関しては審議すら行われないうまま、強行採決された。

日本の難民認定は他国に比し極めて少数である。これは難民認定のずさんさが原因のひとつであり、きちんとした審査すら行われていないなか、難民申請回数制限によりこれを「合法化」するのではないかと指摘されてきた。参議院法務委員会審議の中で、それを裏付ける事実が明確になった。「難民を探して認定したいと思っているのに、ほとんど見つけることができない」と述べた参考人は、実はひとり集中して多数件数を担当、単純計算すると一件平均数分しか費やしてなかったことが判明したのである。審査の妥当性に疑義が生じ、立法事実すらなかったことが明確になった。

また入管での処遇、とりわけ医療問題は重要な論点であったが、名古屋入管でのウィシュマさん死亡を受けた改革の一環として大阪入管で常勤医師として雇われた医師が、酒に酔って診察していた事実が参議院審議の終盤である 5 月 30 日に社会的に発覚、報道された。この事実は法案の国会提出前に判明していたにもかかわらず、法相はそれを隠し、「常勤医師の確保等、医療体制の強化などで改革の効果が着実に表れている」などと答弁していた。この問題はそれまでも指摘され続けてきた「人権をかえりみない」入管の対応を象徴したものであり、それを「合法化」するものではないかという本法案の基底にある問題である。

本法案の根幹的な問題を提示したこの 2 つの事実はいずれも参議院段階の終盤になって「発覚」したもので、十分な審議が必要であるにもかかわらず、数の力で強行採決に賛成した議員は、「国権の最高機関である」国会議員の役割を放棄したと断じざるを得ない。

入管法の対象者に対する人権問題はこれにとどまらない。本法案は人権侵害に抵触する問題が極めて多く含まれていた。特に、入管が司法審査なく身体拘束する権限（期限もない）、仮放免の制限、監理人が報告義務を怠れば過料まで科される監理措置、罰則付きの退去命令制度、そして在留特別許可申請制度から実刑 1 年を超える者を排除するなど多くの問題が含まれた法案であった。これらは外国籍者に対する入管庁の人権感覚と密接に結びついた問題である。

難民審査や収容者の処遇につき入管内部で上記のような事態が生じるのは、そもそも入管法という法律が「入管の自由裁量を可」とする内容になっているからである。「改正」法においてもその本質はまったく変わっていない。日本国憲法や国際人権条約の下にある法律は、本来日本国憲法や国際条約に沿う制度設計が必要である。しかし収容は期限もなく入管の自由裁量である。行政処分にあっても日本国憲法 31 条以下の適正手続条項は準用されるはずであり、司法のチェックなしに身体拘束などできるはずがない。司法チェックのない拘束は自由権規約 9 条（特に 4 項）違反でもある。また、退去強制により「家族分離」をもたらす法律は、家族の保護を謳った自由権規約 17 条等との整合性がなければならない。

本年 3 月 31 日、本「改正」法案につき、国連人権理事会の特別報告者らが「国際人権基準を満たしていない」として、抜本的な見直しを求める共同書簡を日本政府に送った。

その骨子は以下である。

- ①「政府案」では、「非正規滞在の外国人」を「原則」として「収容」することが前提となっていて、入管の主任審査官の裁量により「収容しない」ケースは例外にすぎないという点で、自由権規約 9 条に違反する。
- ②「非正規滞在の外国人」を入管施設に収容する上で、司法審査がないことは、自由権規約 9 条 4 項の違反。
- ③入管施設での収容期間に上限が定められていないことについて、自由権規約 9 条に違反する。また日本政府が続けている「無期限収容」は拷問および虐待に当たり得る。
- ④難民条約には難民等を生命や自由が脅威にさらされる恐れのある国へ追放・送還してはならないという「ノン・ルフールマン原則」がある。それにもかかわらず、3 回以上難民認定申請をした者等について母国に送還できるようにする「政府案」は、送還後に生命や権利が脅かされる可能性があり、自由権規約 7 条、拷問等禁止条約 3 条、強制失踪条約 16 条に違反する恐れがある。
- ⑤出入国管理においても、「子どもの最善の利益」を念頭に置くことが求められる。子どもとその家族について原則として収容しないこと、収容期間の上限を法律で明記すべきこと。

しかし、上記は基本的に受け入れられることなく無視された。「改正」法でも身体拘束に司法審査の制度はとらず、収容を続けるべきか 3 か月ごとに入管が検討するという条項を新設し、あまりにも問題のある監理措置制度を入れただけである。④に関しては若干議論されたが、他はすべて議論さえされないまま「改正」法が制定された。

本「改正」について、わたしたちは主に、非行や犯罪をおかした定住外国籍者（永住者を含む）の排除を問題にした反対声明を出し、それを各政党や議員に郵送するなどして問題提起してきたが、議論されないまま強行採決された。

基本的に定住外国籍者は、過去の日本との歴史を鑑みて日本が受け入れきたもので、生活の基盤は日本であり、家族も日本で暮らしてきている。

外国籍者の居住の自由には、在留し続ける権利もある。これは日本国憲法 22 条からも導かれるし、自由権規約 13 条が保障する「恣意的に追放されない権利」でもある。

現在、入管で運用基準としている「在留特別許可に係るガイドライン」では、「在留特別許可に係る基本的な考え方及び許否判断に係る考慮事項」として「積極要素」「消極要素」が並列して記されている。「犯罪」については、消極要素（「特に考慮する消極要素」）として(1)「重大犯罪等により刑に処せられたことがあること」が運用基準になっており、<例>には「凶悪・重大犯罪により実刑に処せられたことがあること」「違法薬物及びけん銃等、いわゆる社会悪物品の密輸入・売買により刑に処せられたことがあること」が挙げられている。

「改正」法では在留特別許可の申請手続が法的に創設され、家族の事情、日本における在留の期間などが許否判断に当たっての考慮事項として明記（50条5項）されたが、一方で1年を超える実刑の刑事処分を受けた者等は原則として在留特別許可申請を認めないことが明記された（50条1項）。現行ガイドライン上はあくまでも積極要素・消極要素として同列関係にあった「考慮事項」から「犯罪」のみを取り出して在留特別許可申請を原則として認めないものとしたこと、および「凶悪・重大犯罪により実刑」を「1年を超える実刑」として前科の対象範囲を広げたことによって、これまで在留特別許可が出ていたケースも50条1項で排斥され（50条5項の許否判断に至ることなく）、許可されなくなる可能性が極めて高くなる。そもそもガイドラインには法的拘束力がなく、入管も裁判所も許否判断に当たって必ずその内容に拘束されるものではなかったが、今回、法律に明文化され法的拘束力を持たせてしまったことは極めて重大な問題である。

受刑者のみならず少年院被収容者についても「在留更新が認められず非正規滞在とされ退去強制になる」事案があり、「改正」によりこれも拡大する危惧がある。

そもそも犯罪・非行の背景には、差別・いじめがあり、これは日本社会が引き起こしている。それを無視し、「犯罪」「非行」という外形に焦点をあて、在留特別許可申請を原則として認めないよう「整備」するというのが「改正」法案の内実である。

過去の歴史を鑑みて在日コリアンなど特別永住者には退去強制は事実上なくなった（1991年の特例法）。この経緯を基盤にしながら、「定住外国籍者の受け入れ」からはじまり、家族を含めた日本での生活などについて十分に検討して、今回の「改正」法案を検証する必要があった。

このような議論が国会では不可欠であったが、まったく議論すらされないまま強行採決された。わたしたちは断固として抗議する。